

Title	昭和六二年度修士論文要旨；昭和六二年度卒業論文題目
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.1 (1988. 9) ,p.118- 133
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0118">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0118</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 彙 報

昭和六二年度修士論文要旨

史学専攻

(国 史 学)

「室町後期における近江守護六角氏と  
朽木氏の関係について」

大 音 百合子

近年の個別大名研究の深化には目覚ましいものがあり、六角氏を対象とした研究も漸次進捗を見せている。

いうまでもなく六角氏は鎌倉期以前より近江国に活動基盤を置いていた近江源氏の嫡流にあたり、室町期に入って後も近江半国守護としての地位を維持していた。六角氏が守護職権を梃子として領国支配の強化を意図し続けていたであろうことは想像に難くないが、一方で近江国内には室町幕府の藩屏たる奉公衆が多数存在しており、この事実が六角氏の管国領国化への志向に対し何らかの影響を与えたであろうこともまた確実である。

そこで本稿では残存史料に恵まれている朽木氏を近江国内の奉公衆の例として取り上げ、十五世紀中期から十六世紀後期に

かけての奉公衆と守護の動向について私見を加えることを主眼とし、考察にあたっては大内氏と小早川氏、ならびに大内氏と麻生氏の関係を参考とした。

まず所領・所職をめぐっての朽木氏と六角氏の関係の基本は、朽木谷に対する守護不入であると言えよう。朽木氏が六角氏より給分を充行われた例は管見に触れず、六角氏と滅亡を共にした近江国人永田氏などに比較して相対的独立を保持していたものと考えられるのである。

次に軍事的側面に関しての朽木氏及び六角氏の関係をみると、朽木氏が一貫して奉公衆として幕府の指揮下で行動している史料が散見する一方、六角氏に対しても番役を定期的勤仕していることが看取され、朽木氏は幕府、六角氏の両者の指揮下にあったと見做される。ただし前述の六角氏に対する番役勤仕の性格については朽木氏が被官化されたことにより賦課されたものか、或いは単に守護職権により守護所番役が課されたのかは即断し難い。

以上の如く朽木氏の例からも六角氏が家臣団編成を行うにはかなりの困難があったものと推測されるのであるが、斯様に朽木氏が守護不入を遵守し得たのは南北朝以来、奉公衆として幕府に帰属していたこと、及び小早川氏などに比較して庶子家が敵対的、独立的でなかったことなどがその原因と思われるのである。

中国古代における「社稷」観の展開

中野 昌明

「社稷」という漢語は一般に、社は土地神、稷は穀物神を表し、土地も穀物も「国家」にとって不可欠である故に、社・稷を併称して「国家」の意味を表すと理解される。一方、中国の古典には「社」と「社稷」という二つの言葉が併存し、後漢の鄭玄以来「社」を「社稷」の省略と見なす認識が伝統的社稷観を形成するに至る。

従来「社稷」に対する研究は多く、社ならびに社稷、殊に社の一元的起源の探求に終止するあまり、「社」と「社稷」の言葉に対する考察は等閑視されてきた。そこで中国の古典を言述している「社稷」の修辞(レトリック)を中心に、中国古代(先秦く秦漢)における社稷観の展開を考察したのが本論である。

まず初めに『左伝』を見ると、ここでは「社」と「社稷」という言葉は厳密に使い分けられ、「社」が具体的事物を意味するのに対して、「社稷」は抽象的観念としての「国家」を意味する。また『左伝』における「社稷」は君主権力と対立し、時には君主権力と言えどもその前に屈服すべきものと認識された。

こうした認識は『左伝』のみに見られるものではなく、他の先秦諸文献にも共有される。しかし、その一方で「宗廟」が

「社稷」と併称される修辞に端的に見るように、「社稷」が「国家の社」の意味で具体的事物の名称に転化される傾向にある。それは同時に「社稷」の「宗廟」に対する相対的地位の低下に他ならない。

やがて中国古代における社稷観展開の契機となったのが秦による皇帝支配の確立である。秦は始皇帝の天下併合をも祖先の助力の結果と考え、殊に「宗廟」を重視した。また秦を継いだ漢においても、歴代皇帝は帝位継承を「宗廟」を以て表現し、それは皇帝の即位儀礼の中に理論化された形式を見る。このように秦漢時代以降「社稷」は表示義として具体的事物としての社稷を、また共示義として抽象的観念としての「国家」を慣用的に意味するようになり、かつての君主権力にも優越するとされた認識を喪失した。

こうして次第に物象化した社稷は、漢代における社稷二神観の普及の結果、王莽の時に社・稷が各壇を有するに至る。また数次の廃興を経て南北朝祀制度が確立すると、社稷は地祇としての北郊から分化し、封建的礼制観念による伝統的社稷観を形成するのである。

明末福建省のいわゆる「民変」について

—反高衆闘争を中心に—

奈良 修一

東南アジア史に関する史料として有名である『東西洋考』は、中国史、特に明朝万暦期の海外貿易に関する史料としても

重要な史料である。特に、卷七餉稅考、卷八稅璫考は、福建省の貿易を研究するときに、よく使用される部分である。特に卷八稅璫考は、福建に派遣された宦官、高采について記した史料であり、他の史料にない貴重な内容を含んでいる。本論文は、この史料を主に使いながら、福建省での高采に対して起こされた武力闘争の性格を考察したものである。なお、卷末に稅璫考の試訳、並びに注を付記した。

明万曆期に、税監、礦監として派遣された宦官達に対して、各地で武力闘争が起きている。これらは皆、民変と考えられることが多い。しかし、研究者によって、その民変の意味する内容が必ずしも同じではないようである。そこで、序論において臨清反馬堂の武力闘争、蘇州反孫隆の武力闘争（いわゆる織庸の変）等の具体的実例に即して、「民変」の定義を行った。この定義は普遍的なものであると考える。

以前の研究では、高采に対して起こされた闘争は二度起こり、どちらも民変と考えられてきている。しかし、筆者は次のような結論に達した。反高采の闘争は、二度でなく三度起こっている。万曆三十年、海澄県で海商が中心になったもの、万曆三十五年、福州府で生員が中心になったもの、そして、万曆四十二年、福州府で起きたものの三回である。しかも、これら全てが「民変」と定義できないのである。三十年の闘争は、『東洋考』にしか記述がないが、「民変」と考えても良いものである。三十五年に起きたものと考えられるのは、生員達が中心となっていることから「士変」と考えられる。四十二年の三度

目の闘争は、官僚・商人と高采との争いであり、裏に貿易の利益を巡る反目があったと推定され、以前の研究のように到底「民変」とは考えることができないのである。世界的にみて、この時期、十六、七世紀は、シナ海、インド洋、大西洋を舞台とした貿易が盛んになった時代でもある。筆者は、日本、中国、東南アジアを貿易の舞台とする「シナ海貿易圏」を想定し、福建省がこの貿易圏の一翼を担うものであると考え、この武力闘争はこの面からも深く考察されねばならないと考えるものである。

#### 清代四川省における福建人の動向

——天后宮の分布情況を通して——

佐久間 博 正

航海安全祈願の対象としての媽祖の歴史的発展については、既に李猷璋氏の『媽祖信仰の研究』（泰山文物社、一九七九年）により、詳細に跡づけられている。しかし、陳正祥氏の作成された「媽祖廟（天后宮）の分布」という地図（『中国歴史・文化地理図冊』原書房、一九八二年所収）によれば、媽祖廟の分布は、安徽・江西・陝西・湖北・湖南・四川・雲南の内陸各省にも及んでいる。

本稿は、この点を問題の所在としている。

四川省の地方志により、同省の天后宮の創建と分布の情況を調べてみると、次の三点が理解される。①四川省の天后宮は、西部を除き広く分布しており、県城ばかりでなく、定期市

「場」などの郷鎮にも及んでいる。②その創建時期は、乾隆年間のものが多い。③若干の例外を除き、多くは福建人公の創建にかかっているものであり、福建会館と呼称するものも多い。

以上の三点は、四川省への人口流入と関連するところが大きいと考えられる。四川省の地方志に所収される「氏族志」を分析すると、元末・明初および清初から乾隆頃にかけての二つの時期に主に人口移動が行われたようである。また、両時期ともに湖広（特に湖北省黄州府麻城孝感郷）を原籍とする氏族が多数を占めていたことが理解される。しかし、湖広籍の占める割合は、特に元末・明初に大きく、それに対し、清代は湖広籍を中心としながらも、広東・江西・陝西・福建などの比較的広範な地域から移住が行われたようである。そのうち、福建籍は、汀州府・邵武府・龍巖州などの江西省との境界の府州出身者が多数を占めていた。

四川省に流入した外省人は、各々郷帮ごとに同郷会館を設立した。湖広会館（禹王宮）・江西会館（万寿宮）・広東会館（南華宮）・陝西会館（武聖宮）・福建会館（天后宮）などは、その代表的なものである。また、湖広籍のうち多数を占めた黄州府出身者は、別に黄州会館（帝王宮）を設立するのが一般的であった。これら有力な会館は、屢々連合して地域の公共事業や福祉業務に関与した。これまでに多くの研究者により指摘されてきた重慶の八省会館もその一つである。

四川省における媽祖信仰は、沿岸諸省と異なり、原地人を取り込むことができなかったようである。これは、如上のよう

に、同省の天后宮が、福建人の会館として設立・運営されてきたことに起因すると考えられる。

#### サファヴィー朝シャーアッバースI世の地方政策

——ギーラーン州のハーッセ制定をめぐって——

松本 暢子

ハーッセ (Khassé) とは、本来支配者の私有地を示す語であったが、シャーアッバースI世時代（一五八八—一六二九年）、その地の全税収が国庫に入る中央直轄領を意味するようになった。サファヴィー朝下の原則的な土地制度はティユール制であったが、このハーッセは、臣下への分封がなされず、ティユール制度の枠外にあった。そしてこの時代、富裕な地方州をハーッセに制定し、その地の税収を直接国庫に入れる方策が、富国強兵を推進する財政政策の一環としてとられるようになったと思われる。

この時代のハーッセ制定対象地の全般的な特徴は、文官であるヴァズィールと共に、アッバースI世の強兵政策の主な担い手であったとされるコルチ・ゴラーム勢力が、ダールーガとして、短期間の請負制に基づいて統治を委ねられていたことである。

しかしギーラーン州については、中央派遣の文官がヴァズィールとなり、彼を頂点とした地方政庁を組織した上で、徴税強化を主目的とした地方統治が行われた。このギーラーン州は米及び絹の主産地であり、サファヴィー朝イラン屈指の富裕地で

あった。同時に、シャーアッバースI世の征服後、初めてサファヴィー朝の実質的な地方州とされた、極めて地方勢力の強い地域であった。

シャーアッバースI世は、征服に引き続くハーッセ制定の過程において、この地方に対し、かなり徹底的な地方軍勢力削減を行い、国庫財政上の利益のみをたらす地方として機能させるべく、様々の措置を加えた。それによって、本来ヴァズィール統治が目指すべき、地方経済の活性化による徴税強化という方針から大いに逸脱し、ギーラーン地方社会に収奪と圧制を加える結果になった。ハーッセ制定政策自体に、収奪のみ強化しがちな構造的欠陥が内包されていた上、既存の地方政権下の体制を徹底的に破壊したことで、ギーラーン地方社会に矛盾が生じたためである。ギーラーン地方住民はこの圧制に抗し、アッバースI世没後直ちに民衆反乱をおこし、サファヴィー朝支配を拒否する反応を示した。この反乱はすぐに鎮圧され、体制自体は何も変化せず、むしろサファヴィー朝支配が強化された。しかしこの民衆反乱こそは、やがて国土全体をも荒廃させてしまうであろう、それも従来成功とのみ評価されているシャーアッバースI世の政策のもつ矛盾と欠陥とを顕著に示したものであったといえよう。

### ブハーラー・ハーン国マンギート朝における 行政管理体制の確立

平林 彰

広域国家を西トルキスタンに建設する場合、地方分権的傾向は常に付随する。ウズベク族支配時代になっても同様で、特にブハーラー・ハーン国アシュタルハーン朝 Asharkhan(1599~1753)支配時代においては諸部族同士の抗争が続き王家の支配は名目的なものだった。ところが次のマンギート朝 Mangit(1753~1920)は中央集権政策を推進、西トルキスタン中央部を広く治めることに成功したとされている。本論はマンギート朝の目指した中央集権国家がどのようなものであったかを考察するもので、領土の全国統一を行政管理体制について扱っている。

マンギート朝の領土の全国統一は、すでに初代統治者のラヒーム・ハーン Rahim の時代に一旦は完成し、二代のダーニヤール Daniyal の時代は制度、機構などが徐々に浸透していく期間であった。三代のシャー・ムラード Murād (1785~1800)の時代には国内の乱れは極めて少なく領土征服の関心が国外に向けられている。

行政官の手引書によるとマンギート朝は以下のような行政管理体制を目指した。各ヴィラーヤトの首長であるハーキムは、君主であるアミールの任命で就任し、アミールからの給与という形で報酬を得た。土地の所有権や徴税権は有していなかった。

タンハーダール tankhvāh-dār もまた、タンハーに対し支配権を行使できず徴税権を有さずアミールからの一定の俸給を受けとるしくみだった。

徴税の権利は、アミールのみにあり、アミールが認めた者のみがその権利を行使できた。ヴィラーヤトの場合、ディーヴァーン・イタナーバーネ *divan-i-tanabane* が、タンハーの場合、ダフタルダール *dafardar* がその任務についた。徴収した租税は直接国庫に入った。

かかる機構により税の中間搾取を防ぎ国庫収入の増大を図った。この手引書の内容が実際に実行できていたとすれば、オアシス都市国家群を治める広域国家としては堅固といえる中央集権体制を実現していたといえる。

今後は、租税台帳や給与台帳の実際の数字を参照して手引書に書かれた機構がどのくらい順調に機能していたかを考察することが重要となろう。

## (西洋史学)

アウグスティヌスとキケロの『ホルテンシウス』

鎌田 伊知郎

キケロの著作『ホルテンシウス』が、アウグスティヌスに与えた影響はどのようなものだったのだろうか？

アウグスティヌスは『告白』三章において一九歳の時に『ホルテンシウス』を読み、哲学への熱情にかりたてられた体験を語る。『ホルテンシウス』の中で、キケロは、感覚的な幸福、諸徳への崇拜を斥け、人々を幸福な生へと導く哲学を讃える。この書により、真理探求に従事しようとしながらも、名誉、富

を求め、結婚生活に執着し、真理探求は行えず、彼は、一九歳の時の体験を想起し、嘆きの声を発する。しかし、彼は、聖書の霊的な意味を知り、人生のわずらわしさをいとい、自らの求める真理が教会の教えの中にもらわれていることを覚え、名誉、富への欲望を捨てたが、キリストの求める貞潔を行なうことができなかった。彼は悩みつつ、貞潔の偉大な聖者アントニウスと、彼に従う人々の生活を知り、一九の時のことを思い、ついに、全く結婚生活を断念し、修道生活を企図するに至る。

『ホルテンシウス』は、真理を求める激しき熱情の故に、他のものを全て放棄することを要求する。修道士の生活の理想、『聖アントニウスの生涯』は、全てを捨てて主に従うことを求める。回心の際には、彼には、真理がキリストであることにより、一九歳の時から求めてきた真理探求のわざが現実的には、修道生活に加わることによってのみ可能であることが明らかになっていた。

『ホルテンシウス』が示した真理探求は、彼によって、キリストに従う生活としてとらえられた。彼に対し、『ホルテンシウス』は絶えず、全てを捨て、真理を求めるように働きかけたであろう。

「一四世紀に始まる楽士同業組合の結成と組織化——パリを中心として——」

岩谷 なつ子

一三二二年九月一四日の聖十字の日に、パリゼ *Pariset* なる

人物を頭とした三七人の楽士が自らの職業に関する規約を作成し、パリ奉行ジル・アカン Gille Haquin のもとに提出した。ここに楽士の同業組合が誕生したのである。

中世パリの同業組合に関する研究は、近時さかんになりつつあるが、それは専ら手工業部門を対象とすることが多い。

同業組合は一二世紀末から一三世紀初頭に、職人衆において出現してくる。これらの組合は、領主的権威により強制されたものではなく、相互扶助と規律遵守とを同時に行なうために、自らを組織化しようという同一の職業に従事する人々の意志から自然発生的に生まれたものである。しかし、それらは当該領土の承認をもって、初めて誕生しようという性格を有していた。パリではルイ九世の治世下、当国王都市の行政改善の目的から、組織化された諸職の慣習、つまり同職の規約を収集した「パリ同業組合規約集」(Le Livres des Métiers) が編纂された。この「規約集」の中には一〇一の組合の規約が収められているが、楽士組合の規約は存在しない。楽士組合は、この五〇年後の前述の日に初めて姿を現わすからである。

本稿では、一三二一年の規約の各項を検討することにより、楽士達が、先に述べた各種の同業組合をめぐる当時の状況を背景として、どのような活動・生活を営んでおり、また新たな組合結成に際し、何を望んだのかということ、そこに読みこみたいと考えた。また、この考察の予備的作業として、同時代の音楽史上の状況一般と他の組合規約を通観することを試みた。

楽士組合規約の理解には、他の組合一般と通有する側面と、これが「音楽」を職とする人々の組合であるという、個別的・特殊な側面、双方への目配りの中に各条項の文言をみてみる必要があるであろう。そしてこの観点からすれば、規約全体の印象であると指摘されている「欠如 lacune」についても再考の余地があるのではないかと考えている。その「欠如」については、楽士組合は、親方資格審査と徒弟期間についての何らの規定も設けていない、ということが、たびたび言及される。しかし他の組合規約において、この二つについての規定を明記している組合の方が数少ないことから、楽士組合の規約も、当時の諸組合の一般的傾向の中にあつたと考えることもできる。この二つについての規定は、後一四〇七年の規約で制度的に定まり、このことも他の組合規約全体の流れと一致するからである。

一三二一年提出の規約の「欠如」について私は次のように推論するのである。すなわち、一三二一年の規約を作成し、組合結成に参画した人々は、以後組織化を進める主体となるわけであるが、その当初は、結成以前の諸状況を前提にせざるをえなかった。つまり組合を新たに結成することによって、既存の様々な、職業上の弊害を是正してゆくことを目的とする反面、踏襲されてきた従来の慣行については、ことさら明記する必要を、この段階では見出さなかったのではないだろうか。

ともあれ、一四世紀前半に結成された楽士組合は、音楽史上指摘される新しい状況と、王権の伸張期という、大きな二つの

潮流の中で組織化をすすめてゆく。組合結成以前に宮廷を活動の場としていた楽士の存在は明らかであり、彼らこそ、組合結成の原動力となったのである。宮廷は、折しも、国王権力の拡充のもたらすゆとりにより、生活の趣向を洗練してゆき、楽士達への需要を高めていったのである。楽士同業組合は、この後一六、七世紀に、その絶頂期を迎え、革命前夜まで存続したのである。

### (民族学考古学)

#### 弥生墓にみられる埋葬頭位方向

—古式古墳との関連において—

菅沼圭介

近年、前方後円墳の成立過程に関する研究は、全国各地における弥生墳丘墓の資料の増加と相まって活発に議論されており、その結果、弥生時代の墓制と古墳との間に墳丘・外表施設・埋葬構造・副葬品等について類似点と相違が明らかとなっている。また死体埋葬時の頭位方向も同様な観点から論じられている。本論文では上記の諸点を踏まえ、北九州の弥生墓を中心に畿内の弥生墓、吉備の弥生墳丘墓、西日本の古式古墳の埋葬頭位を取り上げ、それらに見られる埋葬頭位方向を数量的に比較検討し、埋葬頭位の分布状況・分布の型・古式古墳の埋葬頭位との関係等について若干の考察を行なった。

その結果、北九州の弥生墓の埋葬頭位は大きく分けて東西、

東西および南北、南北の三つのあり方が基本となっており、弥生時代にも東西とともに南北という方向が意識されていたことが明らかとなった。また吉備の弥生墳丘墓の場合、従来から言われているように東頭位が基本であったことが再確認されたが、弥生墳丘墓の埋葬頭位の場合、他の弥生墓の例とは若干様相が異なり、一定方向に集中する傾向がより強いことが認められた。古式古墳の場合、特に畿内と吉備の古式古墳では埋葬頭位の北頭位優位の法則性が今回の分析においても確かめられた。また弥生墓の埋葬頭位は、北九州にしても近畿にしても大きな地域内においての強い規則性は認め難いが、古式古墳の場合大きな地域内において埋葬頭位を統一しようとする傾向が認められ、ここに埋葬頭位の持つ意味の変化を見ることができると考えられる。

以上のように西日本の弥生墓と古式古墳の埋葬頭位を取り上げ、それらの分析から埋葬頭位のあり方とその意味等を考察してきたが、今後は東日本の事例も含め該期の埋葬頭位をさらに詳細に検討する必要があると思われる。また古式古墳の埋葬頭位には地域性が存在する可能性があり、それらを分析することによって、埋葬頭位からこの時期の地域的な動向の一端も明らかにする可能性もある。

#### 「ヌジの偽装養取に見られる社会変動」

牧野久実

ヌジはイラク北東部キルクーク近郊にある都市遺跡である。

一九二七年から一九三三年にかけて計五回の発掘調査が行なわれ、青銅器時代のオリメント研究にとって貴重な資料を数多く出土した。中でも四〇〇枚以上に及ぶ楔形文字資料は私宅から出土したものを多く含み、言語学的ばかりでなく社会学的にも研究者達の興味をひきつけてきた。今回はこの中の偽装養取文書を取り上げ、他文書との共存関係や変遷を見ることによって、その意味やヌジを含むアラブハ地方の社会に与えた影響について考察を行なった。

偽装養取の最大の特徴は、養取という形式を装いながら実際には不動産の取得を目的としている点にある。何らかの理由による土地売買の禁止を背景として行なわれたであろうこの契約は、アラブハ社会の構造を大きく変えた。元来は市民が自分の土地を持ち、自らが生きるためにこれを耕作した。このような自作農達の土地を、一部の者が偽装養取契約によって吸収し、土地に付随した耕作義務のみを彼らに残した。即ち平等な社会が、一部の富裕な土地保有者とこれに依存する小作人からなる階層的な社会へと変化したのである。このような変化は、ヌジが都市として存在するようになったごく初期に、しかも僅か一〇〇年足らずの間起こった。その背景には、アラブハ社会に内在していた経済的社会的諸状況が関係していた。不作についての記述や約三〇体に及ぶ幼児の埋葬例（墓域は発見されておらず成人の埋葬例はない）から想像される経済状況は、農民達の自活が困難になり、土地を総合的に管理する必要性が生じていたことを示している。又、アラブハが、当時エジプトやバビ

ロニアと対立していたミタンニの統治下であったことを考えると、ミタンニの勢力拡大に伴ってアラブハ社会内部の統合も強められていったであろう。偽装養取はまさにそうしたアラブハ社会の必要性に応じて行なわれたのである。

#### ポリネシアにおける社会進化の過程

—ウベアとフトゥナの場合—

山口 徹

各島嶼が生態学的条件を異にする海洋世界に、共通のプロト文化からの分岐によって拡散したポリネシアは、社会進化の研究にとって「実験室」的状况を提供している。この領域の研究に、これまで生態学的視点から多くの成果があげられてきた。しかし、各島嶼には固有の歴史が存在し、生態学的視点だけでは説明できない問題が残されている。本論文では、西ポリネシアに位置するウベアとフトゥナ両島の比較を通してこの点を検討した。

初めに、環境条件の相違と民族誌的現在における両島の経済的、社会・政治的側面の相違を分析し、それらの間に見られる機能的関連を適応手段の相違という視点から考察する。

両島はともに火山性起源の島であるが、地形に基づく諸条件が異なっており、この相違は両島の生計基盤に影響を及ぼしている。また、そこに見られる資源利用手段の相違は、土地の有形態・セツルメントパターンといった社会的側面の相違にも現われている。さらに統治機構の階層化の程度や首長の権威と

いった政治的側面も、生計基盤や土地保有形態との関連によって説明できる。例えばラメージの経済的独立傾向の程度は、資源の分布と利用形態の違いに基づくものである。

しかし、民族誌的現在における二つの文化の相違を説明する場合、歴史的要因に基づく相違を見落として論じることが早計である。例えば考古学的データや伝承から、両島には、トンガによる侵攻・移住の有無という歴史的に重要な差が存在する。統治機構の階層化の過程についてみるならば、ウベアでは、トンガから移住した集団の影響力によって政治的統一が急速に達成されたのに対し、そうした歴史的背景を持たないフトゥナでは、統一の漸次的な進行が比較的平等な社会を形成した。こうした歴史的経緯が二つの島嶼社会に対照的な性格を与えている。

生態学的視点と歴史的視点をいかに統合するかという問題が、今後の社会進化の研究において重要な課題となる。

### 江戸における武士階級の人口動態

―出土人骨における性比を中心に―

奈良 貴史

我国の近世における歴史人口学的研究は、文献資料を中心に行なわれており、その他の人口資料を用いた研究は数少ない。その中でも出土人骨を取り扱ったものはほとんどない。本論文では、一九八四～一九八五年に発掘調査された東京都港区増上寺子院源興院出土の人骨を用いて、出土人骨の近世における人

口資料としての可能性を論じた。

増上寺子院源興院からは一七世紀初頭～一八世紀前半に属する総計二二三基の埋葬施設が検出された。そのうち一七世紀に埋葬された人骨の男女の性比は一・四五対一であった。この数値が実際の男女の構成比を反映しているかどうかを確認するために、現存する源興院の過去帳・墓標の戒名から一七世紀の男女の性比を復元してみると、過去帳では男女の性比は一・四対一となり、また墓標では男女の性比は一・五七対一となる。このように、これら性格の違う三つの資料における男女の性比には大きな差がないことが認められ、出土人骨における性比は、一七世紀増上寺子院源興院に埋葬された人々の男女の構成比を反映している可能性が高いことが指摘できた。

源興院の被葬者については、墓標や過去帳の戒名等から推定すると、一七世紀には武士階級が主に埋葬されていたと思われる。また、武士の階層については、幕府編纂の旗本の家系図である『寛政重修諸家譜』に記載されている葬地から、増上寺子院に埋葬されている旗本は、主に一〇〇～三〇〇石クラスであることが判明した。よって源興院の被葬者は、江戸に存在する武士の中核をなす下級旗本であったと推定され、その男女の構成比は、一・五対一前後であったと思われる。この数値によると、同時期の町人階級の性比に比べ、男子の割合が下回っており、当時、武士階級と町人階級とでは、男女の構成比が異っていたことが判明した。

また、出土人骨における未成人の割合に比べて、過去帳・墓

標の未成人の割合は著しく低かった。しかし出土人骨の数値は、宗門人別帳や徳川子女の幼児死亡率の数値とも近く、実際の幼児死亡率により近いものと考えられ、過去帳・墓標においては、未成人の意図的な記載除外が行なわれていたと思われる。

出土人骨を人口資料として利用するには様々な制約があるが、このように男女構成比や未成人の死亡率等を復元するには有効なものであることが確認された。

### チャシの規模とアイヌ社会の変化

佐藤 孝 雄

従来のチャシ研究では、主にその発起源や機能が問題とされ、チャシの社会史・経済史上の意義について十分な検討がなされてきたとは言い難い。そこで、本稿では、チャシをアイヌ社会の変化を示す指針のひとつとして取り上げ、特にその規模を問題とすることとした。

チャシは、その主機能があくまでも堡塞にあつたとすると、比較的短期間に集中して行われた労働投入の所産と捉えることができる。従って、チャシの規模を明示し得るということは、各々のチャシについて構築に投入された労働量、ひいてはその構築者集団ないしは利用者集団の規模を推定する上で極めて重要な情報を提示し得ることとなる。

そこで、本稿ではまず、北海道に分布する幾つかのチャシについて、それぞれ、壕構築時に掘削された土量と、主体部の面

積によって規模の数量化を行い、客観的な比較を可能とした。更に、チャシの立地条件と構築・利用された時期の二つの観点から幾つかの分析を試みた。

分析の結果は以下の二点に要約される。

- ①チャシの規模を比較すると、かなりの格差が認められる。
- ②大規模なチャシは、海岸部に集中的に分布する傾向があり、しかもそうしたチャシの多くは、寛文期(一六六一年)以降に構築・利用されていた可能性が強い。

従来、文献史学では、アイヌ社会には寛文期に至るまでに、首長制の出現と部族連合への発展という社会組織の変化が起こつたとされている。チャシの規模や立地にも寛文期を境として変化が生じていたことを示す以上のような分析結果は、そうした仮説を考古学的に検証するものであり、今後、アイヌ社会の変化を考える上においても極めて深長な意味をもつに違いない。

### 昭和六二年度卒業論文題目

#### (通学課程)

#### 国史学専攻

継体天皇の出自に関する諸問題	五十嵐 政 則
古代における「帰化」の実態	宮 崎 弥 生
大化改新前後より白村江の戦に至るまでの日本の対外政策の変遷過程について	齊 藤 伸 介
律令体制下における百姓墾規定について	高 野 良 弘

光明皇后—その立后と成果についての一考察—

近世中世における商人意識と石田梅岩の経済思想

孝謙天皇登極の背景

松本洋子

幕末・維新期における賤民身分廃止論

中澤美澄

古代の阿部氏について

保田昌子

旧長野県・筑摩県における学制期の小学校教育について

樋口琢也

古代志摩国に関する若干の考察

阿部 朗

鉄道開通による地域社会の変化について

吉沢 季代子

推古期に於ける仏教統制—その再検討—

中谷 浩也

—長野県松本を対象として—

中川 直

平城宮における「中宮」

平岡 典士

南北朝正閏問題—明治社会におけるその意義に関する一考察—

竹田 圭吾

興福寺西金堂の造営と造仏

藤森 健太郎

都市民衆騒擾論—帝国主義形成期の民衆運動—

佐藤 明宏

太子信仰の変遷

栗田 恭子

—新潟県矢代田村を中心にして—

本多 龍夫

松浦一党揆契諾に関する一考察

丸山 良子

鈴木商店の興隆と挫折—その原因の一考察—

岩井 美穂

得宗家政機関の一考察

村瀬 久美子

ワシントン体制と幣原外交

笹倉 康靖

悪党について

山本 史生

—協調外交から強硬外交への転換—

武井 健一

南北朝前期における相良氏の動向について

安西 光二

石原莞爾の満州経略構想とそれがもたらしたもの

小沢 淳子

南北朝初期の鎌倉府執事の性格について

鳥井 宏真

農村経済更生運動の基本的性格とその限界

永田 泰三

守護土岐氏の任国支配体制について

磯崎 達朗

中間内閣の補強策と内閣審議会の役割

藤波 誠彦

室町時代の土倉に関する一考察

早川 恵子

太平洋戦争における石油計画の誤算

若井 雄子

明代嘉靖年間の密貿易と私商王直—その生涯を探る—

末房 立至

享保の改革と札差—江戸札差記録を中心として—

山本 千穂

近世仏教の一形態—日蓮宗不受不施派を通じて—

桜井 睦美

鎖国下の日本における日本人のロシアイメージ

野村 秀樹



―歴史社会学的分析による考察― 三木千絵

女性解放運動の思想と現実

―第二次大戦後のアメリカを中心として― 川口晴美

ドイツ憲法闘争について一考察

田畑人

マックス・ウェーバーの政治論―前期の著作を中心として―

真木康彦

ナチスの社会的基盤―シュレスヴィヒ・ホルシュタインを中心として―

住司憲司

第二次大戦におけるナチスの戦時宣伝

石倉佳美

冷戦におけるキューバ危機の意義

望月重至

ペトラルカにおけるヒューマニズム

竹内あゆみ

ヴェネツィアとビザンティン帝国の関係をめぐる

白井薫

一考察 クレルヴォーのベルナルドゥスにおける個人主義的傾向について

竹田千万

神聖ローマ皇帝フリードリヒ二世の生涯に関する

百瀬由美子

一考察 一八四八年ハンガリー革命におけるナシヨナリズムの

井谷美穂子

諸問題 両大戦間におけるソ連の外交

清田攻

ポーランドにおける農奴解放

野口真弓

雨に濡れたシャムロック

武田京

―ダニエル・オコンネルの世界―

戦間期ハンガリーの外交政策と修正主義の影響

集報

渡辺晴之

ローマ帝国末期からゲルマン諸王国にかけての

文化連続の意義に関する考察

山岡賢彦

エリザベス朝の私掠活動

川又美哉

カヴール、ピエモンテ国家とイタリア・リソルジメント

重田寛之

啓蒙思想の伝播過程

藤倉貴克

異端審問所とスペインの人々

杉本真理子

チェーザレ・ボルジア―あるルネッサンス君主

武田長子

アンシアン・レジーム末期におけるフランス宮廷生活の

美と退廃

長友久美

イギリスにおける紅茶文化史―その諸相と特質

山口敬子

シュタインの改革―プロイセン近代化への挑戦

山形順子

民族考古学専攻

石器使用痕の基礎的研究―特にマイクロフレイキングの

観察に基づいて―

田辺弘和

近世における日本在来馬の馬種改良と馬体変遷について

伊庭直子

ドルイド その伝承と実像―スチュアート・ピゴットの

所説を中心に―

坂井久美子

カナダ・アラスカエスキモーの生活における神話の

役割—KNUND RASMSEN の第五チューレ探

検報告書より— 五味 美佳子

「つくまい」に関する一考察

—類似祭礼の分布の意味と差異の要因— 江原 直子

エレウシスの祭儀とその起源 西島 万佐子

ガンダーラ仏教美術における「階段蹴込レリーフ」の

意味 藤原 達也

民族学研究における自己意識 小松原 俊一

(通信教育課程)

昭和六二年九月卒業

第二次大戦末期におけるローズベルト大統領の対ソビ

エト外交—対ソ協調政策を中心として— 酒井 孝

徳川家康の五男、武田信吉の生涯と生母於都摩の方に

ついて 山田 由美子

陸奥国気仙郡玉山金山史

—松坂家文書を中心として— 菅野 慎一

昭和六三年三月卒業

元慶宮田の史的意義 沓沢 正昭

フランス社会におけるサロン 日隈 富美子

—十七、八世紀を中心として—

托鉢修道会 その布教活動と民衆教化 助川 芳美

縄文時代の植物利用—秋田県における堅果類の出土例を

中心に— 斎藤 典芳

唐末・五代乱離における河西地方の情勢 秋吉 進

十九世紀ドイツにおける極東政策

—世界国家の系成立との関係において— 海野 多恵子

中世イギリスにおける騎士制度の特色

—アングロ・ノルマン期を主体として— 野々上 行子

久米島における火の神の一考察 保久村 昌碩

ピューリタン革命—レヴェラーズを中心として— 宮野 はるみ

佗び茶の成立過程 藤本 千恵子

サマリア人とユダヤ人の敵対関係の成立過程 斎藤 妙子

隠れ里伝説考 武藤 妙子

『実隆公記』にみる室町中期の政治と社会 小川 よし子

岡本三右衛門の生涯 蒲原 尚正

戦後日本の人類学史—昭和二十年以降の変貌と展開—

御家流の成立と発展 高安 伸子

第二次世界大戦のドイツの戦略—地政学的— 中島 繁子

歴史的考察— 中島 茂春

歴史の全体論批判とカール・ポパーの歴史哲学 山口 茂

阿波藩天保上郡一揆について—三好郡を中心にして—

日浦 力

井伊直弼と一会集をめぐる一考察

亀井匡子

ピョートル大帝の改革

越川貴美

北條政子と鎌倉幕府―武士政権完成へ向けて―

市川洋子

天平時代の仏教文化における唐文化の影響

金澤千佳

―鑑真と唐提提寺を中心に―

日高稔

方言の歴史性について―日向方言を事例として―

宇敷明

お詫びと訂正

第五七巻四号の表紙、総目次（一八五ページ以下）および裏表紙に以下の誤植がありました。謹んでお詫び申し上げます、訂正させていただきます。

表紙

目次七行目 改革議論→試論

八行目 木村嘉毅→木村喜毅

十二行目 新井家諸荷物船積入帳→新井家「諸荷物船積入帳」

総目次

一八五ページ十行目 ナチン・ドイツ→ナチス・ドイツ

一八六ページ十一行目 『交詢雑誌の変遷』→『交詢雑誌』の変遷

彙報

十六行目 伊勢度会郡田層浦→田曾浦

一八九ページ五行目 將軍職徳川慶喜→將軍後見職徳川慶喜

十三行目 河北展生先生略歴主要著作目録→略歴・主要著作目録

裏表紙

目次十一行目 三重県田曹浦→田曾浦

十五行目 嘉毅→喜毅

十七行目 Oshima's→Oshimas

執筆者紹介

山口房司 山口大学人文学部教授

坂井達朗 慶応義塾大学文学部教授

桐本東太 慶応義塾大学文学部助手

保坂佳男 慶応義塾大学大学院文学研究科博士課程

宮田 律 静岡県立大学国際関係学部助手